

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第17号

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
恵庭市空家等の適正な管理に関する条例施行規則（令和元年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条から第10条までの規定中「第14条」を「第22条」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

（表面）

立入調査員証		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定及び恵庭市空家等の適正な管理に関する条例第9条第1項の規定により、空家等に対し立入調査をする職員であることを証明する。</p>		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
恵庭市長		

（裏面）

<p>○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋） （立入調査等） 第9条（略） 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 3～5（略）</p> <p>○恵庭市空家等の適正な管理に関する条例（令和元年条例第35号）（抜粋） （立入調査） 第9条 市長は、空家等の所在及びその所有者等を把握するための調査その他前2条の規定の施行のために必要な限度において、当該職員に、空家等に立ち入らせて必要な調査を行わせることができる。 2～5（略）</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>

様式第5号及び様式第6号中「第14条」を「第22条」に改める。

様式第7号中「第14条」を「第22条」に、「第16条」を「第30条」に改める。

様式第8号から様式第14号までの規定中「第14条」を「第22条」に改める。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号(第10条関係)

(表面)

執行責任者証		第 号
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
上記の者は、下記の行政代執行の責任者であることを証する。		
年 月 日		恵庭市長
記		
1 代執行をなすべき事項		
代執行令書(年 月 日付け(記号)第 号指令)		
2 代執行をなすべき時期		
年 月 日から 年 月 日までの間		

(裏面)

○空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)
(特定空家等に対する措置)
第22条 (略)
2~8 (略)
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10~17 (略)
○行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。